

栃木県の雇用情勢と労働運動

阿波長次（栃木県労働組合総連合）

栃木県労働組合総連合議長の阿波と申します。今日は、栃木県の雇用情勢と労働運動ということになっていますが、特に、非正規労働者の現状と闘いについて報告したいと思っています。

1 雇用情勢

まず、雇用情勢ですが、全国の有効求人倍率は2010年1月現在で0.46倍、栃木県は0.41倍になっています。正社員の求人倍率は全国で0.29倍です。完全失業者は、現在323万人となっています。完全失業率は4.9%です。生活保護者は181万人です。

そういうなかで、非正規労働者の失職者、いわゆる解雇及び期間満了での失職が、2008年10月のリーマンショック以降、2008年10月から2010年3月までで、全国では約26万2598人が失職するだろうということです。栃木県においては、現在の統計ですと、6485人の方が失職するということになっています。リーマンショック直後は、全国的には4、5番目だったんですけども、現在は11番目です。

2008年度の統計によりますと、非正規社員の数は全国で1740万人で、全労働者の34%になります。年収2000万円以下のいわゆるワーキングプアといわれる方が、2007年現在では1032万人という状況です。

このように雇用情勢、労働環境は非常に厳しい状況が続いているわけです。

労働者派遣法が1985年の6月に成立し、その後2004年3月に製造業派遣の解禁がなされたわけですが、このことが現在のよう事態をもたらしたわけです。もちろん、この労働者派遣法の元々のやり方、発想は、日本経営者連盟が発行した「新時代の日本の経営」という文章で、労働者派遣法をフォローするような考え方をずっとやってきているわけです。日本型企業の「終身雇用」、「年功序列型賃金」、そして「企業内組合」という3つの特徴をすべてなし崩し的になくしていくというのが一般的な狙いです。

2 非正規労働者の現状

非正規労働者の現状はどうなっているのかということです。栃木県において非正規労働者の裁判などを相当やっていますので、その中で出されている上申書などから、非正規労働者の皆さんの気持ち、実態を報告したいと思います。

いわゆる製造業派遣の場合は、3年間の雇用期間がありますが、3年間360日毎日毎

日が雇用不安にあると言っています。3年間自由に勤められるのではないかと確認してみると、「そんなことではない」「毎日毎日が不安なんです」と言います。というのは、会社でトラブルが発生しますと、正社員でしたら見過ごしてもそんなに叱られないわけですが、非正規では全部自己責任ということで、残業時間も与えられなくて、壊したものは自分で立て替えたり修理したりするわけです。夜遅く12時、1時まで残業しても何も報酬も出ないというのが実態です。

時代錯誤のような気もしますけれども、なかには暴力事件も結構あります。仕事が遅いとかということで上司から本当に叩かれるようです。全部が全部非正規の方が暴力を受けているわけではありませんが、一部ではそういうこともあるということです。

そして、いわゆる重労働の職場に配属されることが多いわけです。リスクの高い重労働のところにまわされるわけです。ですから1日で本当にくたくたになるほど働かされているというのが実態です。楽な職場とかにはなかなか回してもらえないという実態なわけです。ですから非常に不安だと。

一番厳しいのは、契約更新時に給料を下げられるということが日常的にあるらしいです。正社員でしたら給料を下げられるということはありませんが、会社から「ちょっと景気が悪いので給料を下げてください」ということを契約の更新時に言われるわけです。更新する方にも弱みがあるので、なかなか断れないわけです。断ったら解雇になるわけです。そういう点で、非常に厳しい労働環境のなかで3年間を過ごしているというのが実態です。

また、同じ職場に正社員がいたり派遣社員がいたり、期間社員もいます。しかし、派遣社員の人と正社員の人ではあまり口もきかないし、期間社員の人と派遣社員の人も口をきかない、契約社員の人とも口をきかない、お互いにみんな口をきかなくて孤立をしながら1日を過ごしているということのようです。個々人は同じ仕事をしているんですけれども、バラバラにされているわけです。労働者が孤立させられているわけです。

給料も、裁判をやっていると、いろいろと出てくるのですが、例えば、いすゞ自動車の場合ですけれども、正社員は年間600万円ぐらいのようですが、期間社員は400万円ぐらいに落ち、派遣社員になると280万円ぐらいになります。これはもちろん残業代も含めてですから、残業しないとずっと落ちてしまいます。こういう「身分」によって給料に大きな格差があるわけです。

そういうなかで、一般般には最初に偽装請負から始まります。全てを自分でやるというのが請負ですけれども、実際には会社の指揮命令で働いているのが実態なわけです。まず偽装請負で会社に行くわけです。次に、偽装請負はずいというふうに変化してきていますので、今度は派遣社員にするわけです。派遣社員の期間が終わると、今度は期間社員又は契約社員にするわけです。ですから、偽装請負社員、派遣社員、期間社員というふうにごく身分が変わっていくんです。そういう流れのなかで働いているというのが実態です。そして、同じ職場で雇用制度が違う社員が混在して一緒に働いているわけです。正社員と全く同じ仕事をしているわけです。ある職場によっては、正社員を指導す

るような派遣社員の方とかがいるんです。

リーマンショック以前は、多くの非正規労働者の方は、「期待権」といいまして労働者は一生働けますよ、一生大丈夫ですよと言われて働いてきたのですが、ある日、リーマンショックがあったから即解雇だということで、本当に「期待権」を裏切るようなやり方で解雇されてきたのが実態です。

3 闘いの現状

そういうなかでの非正規労働者の闘いの現状について次に報告したいと思います。

東武鉄道の100%子会社である東武スポーツという会社があります。そこで経営するゴルフ場の従業員であるキャディーさんや保育師さんが、最初は正社員で入社しましたが、ある日突然会社の状況が悪くなったということで、契約社員にしてくれという要請が会社からあって、みなさん泣き泣き正社員から契約社員に身分変更しました。しかもそれは女性だけだったのです。女性だけを狙い撃ちにした身分変更の事件があったのです。この件については、私ども県労連も裁判闘争を闘い、宇都宮地裁で勝利し、東京高裁でも勝利し、そして最高裁でも勝利したわけです。仮処分も含めて6回連続しての勝利ということで完璧に勝ったのですけれども、勝った原因は、正社員から契約社員にしたときに十分な説明をしなかったというのがこの労働争議の特徴です。会社は、たった2、3分の説明で正社員から契約社員に身分移行をしたわけですが、これは説明責任がないということで、この契約は無効であるということで最高裁でも勝利しました。だが、残念ながらこの会社は100%子会社なんです。100%子会社というのは社長が100パーセントくらい株をもっていますので、会社が赤字であれば、社長がこの会社を解散します。「会社を倒産させます」というと、その会社は一変に倒産になってしまいます。我々は実際に親会社の東武鉄道に「会社を解散するよ」と言われました。「もう一度、君達闘いますか」というような感じでした。ですから、我々もいくら最高裁で勝っても会社を倒産させられてしまったら、これ以上の闘いは無理だということで和解という形になりましたけれども、そういう闘いがありました。

その他に、いすゞ自動車の闘いがあります。これこそまさに全国で最初に栃木県で闘いが始まりました。いわゆる非正規労働者、派遣社員、期間社員が労働組合を作って、会社に申し込み、そして裁判闘争をやっているというのは日本で最初です。全国的に最初に起こした裁判なので、我々も試行錯誤ですが、この裁判の一つの特徴は、生活との闘いです。非正規労働者なので、裁判をやるのも何をやるのも、とにかく生活をしながらの闘いなわけです。

会社は一定期間をもって解雇する、要するに期間途中の解雇をするといってきましたけれども、さすがにいすゞも期間途中での解雇はできないと分かり、解雇する2日前に白紙撤回をしました。しかし、会社は給料を60%しか払わないというんです。期間満了までの賃金保障は60%しか払いませんよということだったのです。これについても宇都宮地

裁の栃木支部の方で60%は不当だと、100%払いなさいという決定がでまして期間満了までは100%の支給を勝ち取ることができました。そういういすゞ自動車裁判闘争での到達点、期間途中で解雇はできないということが一般的な常識として全国的には作られましたので、それは本当にうれしい状況なのですが、ただ我々としては正社員化に向けての闘いがやはり本命なんです。ですから、今後とも正社員化に向けての闘いをやっていこうということで現在頑張っているところです。

特に、今は会社との我慢比べなんです。いすゞの労働者そのものは生活が困窮していますので、裁判をやるのも大変なんです。しかし会社の方は派遣社員を1人も入れられないんです。1400人の派遣労働者の首を切ったのですが、しかし1人たりとも新たに今入れられないんです。というのは今裁判をやっていきますので、人が余ったので解雇したということになっていますので、1人も入れられないんです。入れたくて仕方ないですけども、裁判をやっていく関係上なかなか入れられないということで、いすゞ自動車も派遣社員を入れられないで我慢比べをやっているような状況になっています。

また、本田技研工業の闘いもあります。1人の労働者ですけれども、11年間に105回の雇用契約の更新をしているんです。契約更新というのは、細切れは止めろというふうに国会などでも言われていますけれども、まさに細切れなんです。11年間に105回もやるような契約更新というのは、最低2ヶ月に1回は契約更新をしているわけです。1年のちょっと手前、11カ月と25日くらいで契約満了になるんです。それから3日とか5日過ぎると、また再雇用するんです。それを繰り返して11年間やっているんです。まさに脱法行為そのものです。しかし、本田技研工業では、1年未満で満了になって、満了から1週間くらい置いて、その後には再雇用しているのだから違法ではないと主張しているわけです。

この再雇用の通知は電報でくるんです。何の説明もないわけです。11年間仕事をしているわけですから、何を仕事するかというのは頭に入っているわけです。ですから電報1本で再雇用するというと、次の日から正社員と同じ職場で働いているわけです。そういうことが11年間続いているわけです。給料なども1円も上がっていないし、休暇ももらえないということでも頑張っているということもあります。

あとは、同じようにキャノンでも偽装請負で告発をしたら、期間満了という形で解雇になったというのでキャノンも戦っています。

小山市民病院では、看護助手として派遣されているのですが、これも偽装請負なんです。労働局から指摘を受けたら全員期間満了、雇い止めということになってしまいました。これについても近々裁判に提訴しようと考えているところです。

そのほかにも、現在は正社員についても景気が悪いということで解雇になっていまして、正社員についても宇都宮地裁で裁判闘争をしている事例もあります。

そういうことで現在労働環境そのものが非常に悪い状況が続いていますが、その根源は、労働者派遣法にあるわけで、我々は本当に酷い目にあっているというのが実態でして、こ

の労働者派遣法を1日も早く抜本改正するために我々は日夜闘いを続けているわけですが、自公政権が作ってきた労働者派遣法の改正案を民主党政権は大きな抜け穴が山ほどあるものを、そのままの状態ですら今国会に上程しようとしています。そういう状況ですので、皆様のご支援を今後ともお願いして報告を終わります。

(本稿は、当日の報告録に基づき事務局が編集し作成したものです。)